

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3935565号

(P3935565)

(45) 発行日 平成19年6月27日(2007.6.27)

(24) 登録日 平成19年3月30日(2007.3.30)

|                      |                  |               |  |   |
|----------------------|------------------|---------------|--|---|
| (51) Int. Cl.        |                  | F I           |  |   |
| <b>B 6 5 D 30/12</b> | <b>(2006.01)</b> | B 6 5 D 30/12 |  | D |
| <b>B 6 5 D 30/16</b> | <b>(2006.01)</b> | B 6 5 D 30/16 |  | F |

請求項の数 5 (全 9 頁)

|   |  |
|---|--|
| <p>(21) 出願番号 特願平9-220883<br/> (22) 出願日 平成9年8月1日(1997.8.1)<br/> (65) 公開番号 特開平11-49182<br/> (43) 公開日 平成11年2月23日(1999.2.23)<br/> 審査請求日 平成16年5月21日(2004.5.21)</p> | <p>(73) 特許権者 000002897<br/> 大日本印刷株式会社<br/> 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号<br/> (74) 代理人 100111659<br/> 弁理士 金山 聡<br/> (72) 発明者 真崎 秀彦<br/> 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号<br/> 大日本印刷株式会社内<br/> <br/> 審査官 柳田 利夫</p> |
|---|--|

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装袋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

最内層にヒートシール性樹脂層を有する積層体からなり、両側面にガセット部を有すると共に上面に合掌貼りされた縦シール部と両端に沿って帯状に形成された底シール部と天シール部とを備えた形状に製袋された包装袋であって、前記底シール部の帯状領域内に端部を備えた切れ目が形成され、前記切れ目で分割された前記底シール部の分割片を、合掌貼りされた縦シール部側と縦シール部側の反対側に適宜折り曲げて包装袋本体に沿わせて包装袋の底面を形成したことを特徴とする包装袋。

【請求項 2】

前記切れ目が前記底シール部の帯状領域内に形成された略コの字形状の切れ目であって、前記略コの字形状の切れ目の2つの端部が前記天シール部の方向に向いていることを特徴とする請求項 1 記載の包装袋。

10

【請求項 3】

前記略コの字形状の切れ目の対向する二辺の間の一辺が前記底シール部の端縁であることを特徴とする請求項 2 記載の包装袋。

【請求項 4】

前記略コの字形状の切れ目の2つの端部に曲線形状、あるいは、U字形状の切り目、あるいは、円形状の切欠が接続して形成されていることを特徴とする請求項 2、3 のいずれかに記載の包装袋。

【請求項 5】

20

前記包装袋の底面に補強片が貼着されていることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の包装袋。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、液体、粘稠体、粉体、顆粒等の内容物を収納して自立させた際に、自立安定性の良い自立性包装袋に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来から、内容物を収納して自立させることができる自立性包装袋としてはスタンディングパウチ、角底袋、あるいは、内容物を収納したときに角底となるタイプのガセット袋等が良く知られている。これらの自立性包装袋は、包装袋の中に内容物を入れる底部に平面部が形成されて立てて置くことができ、販売時等には平置きする場合に比べて単位スペース当たりの陳列数が増大すると共に顧客への訴求力も大きくなる。また、使用時にも立てたまま口を開いて内容物を取り出せることができるために、他の容器等に移し替えずにそのまま使用することが可能であり便利である。しかし、内容物を収納したときに角底となるタイプのガセット袋においては、内容物の種類やその量、あるいは、ガセット袋の材料構成等により、自立しにくいタイプのももあった。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

そこで本発明は、内容物を収納したときに角底となり、確実に自立するタイプの新しい形態のガセット袋を提供することである。

【0004】

【課題を解決するための手段】

本発明者は、上記のような問題点を解決すべく種々研究を重ねた結果、請求項 1 記載の発明の包装袋は、最内層にヒートシール性樹脂層を有する積層体からなり、両側面にガセット部を有すると共に上面に合掌貼りされた縦シール部と両端に沿って帯状に形成された底シール部と天シール部とを備えた形状に製袋された包装袋であって、前記底シール部の帯状領域内に端部を備えた切れ目が形成され、前記切れ目で分割された前記底シール部の分割片を、合掌貼りされた縦シール部側と縦シール部側の反対側に適宜折り曲げて包装袋本体に沿わせて包装袋の底面を形成したことを特徴とするものである。このような構成とすることにより、包装袋の底面に自立性構造を容易に付与することができる。

【0005】

また、請求項 2 記載の発明は、請求項 1 記載の包装袋において、前記切れ目が前記底シール部の帯状領域内に形成された略コの字形状の切れ目であって、前記略コの字形状の切れ目の 2 つの端部が前記天シール部の方向に向いていることを特徴とするものである。このような構成とすることにより、前記底シール部を前記底シール部の前記天シール部側端辺で折り曲げると共に、前記略コの字形状の切れ目で分割された前記底シール部の分割片を前記略コの字形状の 2 つの端部を結ぶ線上で互いに逆方向に折り曲げて包装袋本体に沿わせることにより、容易に包装袋の底面を形成することができ、包装袋に自立性を付与することができる。

【0006】

また、請求項 3 記載の発明は、請求項 2 記載の包装袋において、前記略コの字形状の切れ目の対向する二辺の間の一辺が前記底シール部の端縁であることを特徴とするものである。このような構成とすることにより、前記底シール部を前記底シール部の前記天シール部側端辺で折り曲げると共に、前記略コの字形状の切れ目で分割された底シール部の分割片を前記略コの字形状の 2 つの端部を結ぶ線上で隣接する分割片を互いに逆方向に折り曲げて包装袋本体に沿わせることにより、容易に包装袋の底面を形成することができ、包装袋に自立性を付与することができる。

【0007】

10

20

30

40

50

また、請求項4記載の発明は、請求項2、3のいずれかに記載の包装袋において、前記略コの字形状の切れ目の2つの端部に曲線形状、あるいは、U字形状の切り目、あるいは、円形状の切欠が接続して形成されていることを特徴とするものである。このような構成とすることにより、切れ目が外力により助長されて、包装袋本体にまで達することを防止することができる。

【0008】

また、請求項5記載の発明は、請求項1～4のいずれかに記載の包装袋において、前記包装袋の底面に補強片が貼着されていることを特徴とするものである。このような構成とすることにより、包装袋の底面を一層確実に形成することができる。

【0009】

【発明の実施の形態】

上記の本発明について、以下に詳述する。

まず、上記の本発明において、最内層として使用するヒートシール性を有する樹脂としては、熱によって溶融し相互に融着し得るものであればよく、たとえば、低密度ポリエチレン、中密度ポリエチレン、高密度ポリエチレン、直鎖状（線状）低密度ポリエチレン、ポリプロピレン、エチレン-酢酸ビニル共重合体、アイオノマー樹脂、エチレン-アクリル酸共重合体、エチレン-アクリル酸メチル共重合体、エチレン-メタクリル酸共重合体、エチレン-プロピレン共重合体等の樹脂の一種ないしそれ以上からなる樹脂ないしはこれらをフィルム化したシートを使用することができ、その厚さとしては18～200 μm、好ましくは30～150 μmが適当である。

【0010】

また、外層として使用する合成樹脂製のフィルムとしては、包装袋を構成する基本素材となることから、機械的、物理的、化学的等において優れた性質を有する合成樹脂を用いることができ、たとえば、ポリエステル系、ポリアミド系、ポリプロピレン系、ポリカーボネート系、ポリアセタール系等の樹脂を用いることができる。また、これらの樹脂を用いたフィルムとしては、未延伸フィルムあるいは1軸方向または2軸方向に延伸した延伸フィルム等のいずれのものでも使用することができ、フィルムの厚さとしては基本素材としての強度、剛性などについて必要最低限に保持され得る厚さであればよく、コストを考慮すると12～25 μm程度が適当である。また、前記合成樹脂製のフィルムは、必要に応じてポリ塩化ビニリデンが塗工されたフィルムやアルミニウムや酸化珪素、酸化アルミニウム、酸化インジウム、酸化錫、酸化ジルコニウム等の無機物の蒸着層が形成されたフィルムとしてバリア性を有する構成としてもよい。また、前記外層として使用する合成樹脂製のフィルムは、前記合成樹脂製フィルムの内層側に一般的には印刷が施されることが多い。そのために、前記外層として使用する合成樹脂製フィルムは印刷適性が求められ、1軸方向または2軸方向に延伸した延伸フィルムが好適である。また、必要に応じて合成紙、不織布、紙、セロハン等も適宜使用できる。

【0011】

さらに、本発明においては、前記内層と前記外層の間に中間層を設けてもよく、前記中間層は通常前記内層と前記外層だけでは包装袋としての機能を十分に果たすことができない場合等に設けられる。前記機能としては、気体遮断性、機械的強靱性、耐屈曲性、耐突き刺し性、耐衝撃性、耐摩耗性、耐寒性、耐熱性、耐薬品性等であり、包装袋として要求されるこれらの最終的な機能を中間層を設けることで達成するものである。該中間層として用いられる基材としては、たとえば、アルミニウム、鉄、銅、錫等の金属箔、あるいは、ポリエチレンテレフタレート、ポリアミド、ポリエチレン、ポリプロピレン等のポリオレフィン、ポリ塩化ビニル、ポリカーボネート、ポリビニルアルコール、エチレン-プロピレン共重合体、エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物等のフィルムあるいはこれらにポリ塩化ビニリデンを塗工したフィルムないしはアルミニウムや酸化珪素、酸化アルミニウム、酸化インジウム、酸化錫、酸化ジルコニウム等の無機物の蒸着を施したフィルムあるいはポリ塩化ビニリデン等のフィルム、あるいは、紙、セロハン、合成紙などを用いることができる。また、これら基材の一種ないしそれ以上を組み合わせ使用することができ

10

20

30

40

50

る。尚、上記基材の厚さとしては、包装袋として要求される機能を満たすことができればよいのであって、必要に応じて適宜に選ぶことができる。

【0012】

また、本発明の包装袋は必要に応じて、包装袋の天シール部の内側、すなわち、包装袋本体の天シール部側にリクローズ機能としての咬合具を設けてもよく、また、包装袋の天シール部に成型品等からなる注出具を設けることもできる。この場合、前記咬合具や前記注出具の材質は、包装袋の最内層に用いるヒートシール性樹脂層と相溶性のある樹脂であればよいのであって、包装袋の最内層に用いるヒートシール性樹脂により適宜選択すれば良い。

【0013】

次に、包装袋の底面に貼着する補強片は、基材の片面に接着剤（粘着剤）層を有する、たとえば、通常タックシートと言われるものを用いることができ、補強片の基材の材質としては、たとえば、紙、あるいは、ポリエステル系、ポリアミド系、ポリプロピレン系、ポリカーボネート系、ポリアセタール系等の樹脂からなるシート、あるいは、アルミニウム、鉄、銅、錫等の金属箔、あるいは、これら基材の一種ないしそれ以上を組み合わせた単層ないしは積層のものを用いることができ、その厚さとしては基材に腰をもたせる必要から30 $\mu$ m以上が好適である。

【0014】

また、基材の片面に設ける接着剤（粘着剤）層の接着剤（粘着剤）としては、従来から普通に用いられている天然ゴム系樹脂、合成ゴム系樹脂、アクリル系樹脂等からなる感圧型接着剤（粘着剤）を用いることができるし、エチレン-酢酸ビニル共重合系樹脂、合成ゴム系樹脂等からなるホットメルト型接着剤、エポキシ系樹脂、シアノアクリレート系樹脂、ポリウレタン系樹脂、アクリル系樹脂からなる反応型接着剤等を適宜選択して用いることができる。

【0015】

次に、図面に示す実施例を用いてさらに詳しく説明する。

図1は本発明にかかる包装袋の第1の実施形態の平面図、図2は図1の包装袋に内容物を収納し直立せしめた場合の底面から見た斜視図、図3は本発明にかかる包装袋の第2の実施形態の平面図、図4は図3の包装袋に内容物を収納し直立せしめた場合の底面から見た斜視図、図5は本発明にかかる包装袋の第3の実施形態の要部平面図、図6は本発明にかかる包装袋の第4の実施形態の要部平面図、図7は本発明にかかる包装袋の第5の実施形態の要部平面図、図8は本発明にかかる包装袋の第6の実施形態の要部斜視図であり、図中の1, 1'は包装袋、2は包装袋本体、3は天シール部、3'は天シール予定部、4, 4'は底シール部、5は縦シール部、6はガセット部、7は折り返し縁、8は端辺、9は補強片、10, 20, 30, 40は略コの字形状切れ目、11は端部、12は切れ目、13は端縁、A, B, C, D, Eは分割片をそれぞれ示す。

【0016】

図1は本発明にかかる包装袋の第1の実施形態の平面図であって、包装袋1は最内層にヒートシール性樹脂層を有する積層体からなり、両側面に折り返し縁7, 7でV字形状に折り込まれたガセット部6, 6を有すると共に上面に合掌貼りされた縦シール部5と両端に天シール予定部3'と底シール部4を備えた形状に製袋され、前記底シール部4の領域内に2つの端部11, 11が前記天シール予定部3'の方向に向いた略コの字形状の切れ目10が設けられた包装袋である。前記略コの字形状の切れ目10により、前記略コの字形状の切れ目10の2つの端部11, 11を結ぶ線上で前記底シール部4を折り曲げた際に前記底シール部4が分割されて、分割片A, Bが形成される。

【0017】

図2は図1の包装袋に内容物を収納し直立せしめた場合の斜視図であって、内容物を収納した包装袋1は、まず底シール部4全体を前記底シール部4の天シール部3側端辺8で包装袋本体2に沿うように折り曲げ、次に前記略コの字形状切れ目10の2つの端部11, 11を結ぶ線上で前記底シール部4の前記略コの字形状切れ目10で分割された前記底シール部4

10

20

30

40

50

の略コの字形状分割片Aを180度反対側に前記包装袋本体に沿うように折り曲げることにより、分割片Bを含む凸状の前記底シール部4と前記略コの字形状分割片Aとで安定した底面が形成されて、自立性のあるものとすることができる。

【0018】

また、図3は本発明にかかる包装袋の第2の実施形態の平面図であって、包装袋1'は、図1に示した第1の実施形態の底シール部4に設けられた略コの字形状切れ目10の対向する二辺の間の一辺が前記底シール部4の端縁13をなす構成とした縦シール部5に平行な2つの切れ目12, 12が設けられた底シール部4'からなり、この2つの切れ目12, 12により、該2つの切れ目12, 12の包装袋本体2側端部11, 11を結ぶ線上で前記底シール部4'を折り曲げた際に前記底シール部4'が分割されて、分割片C, D, Eが形成される。

10

【0019】

図4は図3の包装袋に内容物を収納し直立せしめた場合の斜視図であって、内容物を収納した包装袋1'は、まず底シール部4'全体を前記底シール部4'の天シール部3側端辺8で包装袋本体2に沿うように折り曲げ、次に前記2つの切れ目12, 12の包装袋本体2側端部11, 11を結ぶ線上で前記底シール部4'の分割片C, Eを180度反対側に前記包装袋本体に沿うように折り曲げることにより、分割片Dを含む凸状の前記底シール部4'と前記分割片C, Eとで安定した底面が形成されて、自立性のあるものとすることができる。

【0020】

図5は本発明にかかる包装袋の第3の実施形態の要部平面図であって、図1の第1の実施形態の底シール部4に形成された略コの字形状切れ目10の2つの端部11, 11がU字形状に形成された切れ目20からなっているものである。このように切れ目の端部をU字形状にすることにより、分割片を所定方向に折り曲げる際等に切れ目が外力により助長されて、包装袋本体にまで達することを防止することができる。

20

【0021】

また、図6は本発明にかかる包装袋の第4の実施形態の要部平面図であって、図3の第2の実施形態の底シール部4'に形成された縦シール部5に平行な2つの切れ目12, 12の包装袋本体2側端部11, 11がU字形状に形成された切れ目30からなっているものである。このように切れ目の端部をU字形状にすることにより、分割片を所定方向に折り曲げる際等に切れ目が外力により助長されて、包装袋本体にまで達することを防止することができる。

【0022】

また、図7は本発明にかかる包装袋の第5の実施形態の要部平面図であって、図1の第1の実施形態の底シール部4に形成された略コの字形状切れ目10の2つの端部11, 11が円形状切欠に形成された切れ目40からなっているものである。このように切れ目の端部を円形状切欠にすることにより、分割片を所定方向に折り曲げる際等に切れ目が外力により助長されて、包装袋本体にまで達することを防止することができる。

30

【0023】

また、図8は本発明にかかる包装袋の第6の実施形態の要部斜視図であって、図2に示す第1の実施形態の底面に補強片9を貼着したものである。このように包装袋の底面に補強片を設けることにより、一層安定した底面を形成することができ、さらに自立性を向上させることができる。

40

【0024】

今まで、本発明の包装袋の実施形態の代表的なものについて、図を用いて説明してきたが、本発明の実施形態はこれにとどまることなく、切れ目の形態として、たとえば、コの字形状がU字形状であっても、また、W字形状であっても、舟底形状等であってもよいし、また、図3で示した2つの切れ目についても、切れ目の数にこだわることはなく、要するに切れ目によって分割された底シール部の分割片を合掌貼りされた縦シール部側と前記縦シール部側の反対側に適宜折り曲げることにより、底面を形成することができればよいものであることはいうまでもないことである。また、包装袋の底面に貼着する補強片についても、第1の実施形態の底面に設けた実施例を示したが、これに限定されるものでないことはいうまでもない。

50

## 【 0 0 2 5 】

## 【 発明の効果 】

本発明の包装袋は、今まで縷々説明してきたように、請求項 1 ~ 3 記載の発明により、包装袋の底面を容易に形成することができ、包装袋に自立性付与することができる。また、請求項 4 記載の発明により、底シール部に設けた切れ目が外力により助長されて、包装袋本体にまで達することを防止することができる。また、請求項 5 記載の発明により、請求項 1 ~ 4 記載の発明の包装袋の底面を確実に固着することができるために、一層包装袋の自立性を高めることができる。

## 【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明にかかる包装袋の第 1 の実施形態の平面図である。

10

【 図 2 】 図 1 の包装袋に内容物を収納し直立せしめた場合の底面から見た斜視図である。

【 図 3 】 本発明にかかる包装袋の第 2 の実施形態の平面図である。

【 図 4 】 図 3 の包装袋に内容物を収納し直立せしめた場合の底面から見た斜視図である。

【 図 5 】 本発明にかかる包装袋の第 3 の実施形態の要部平面図である。

【 図 6 】 本発明にかかる包装袋の第 4 の実施形態の要部平面図である。

【 図 7 】 本発明にかかる包装袋の第 5 の実施形態の要部平面図である。

【 図 8 】 本発明にかかる包装袋の第 6 の実施形態の要部斜視図である。

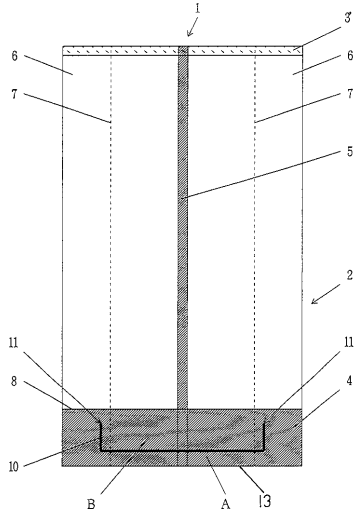
## 【 符号の説明 】

20

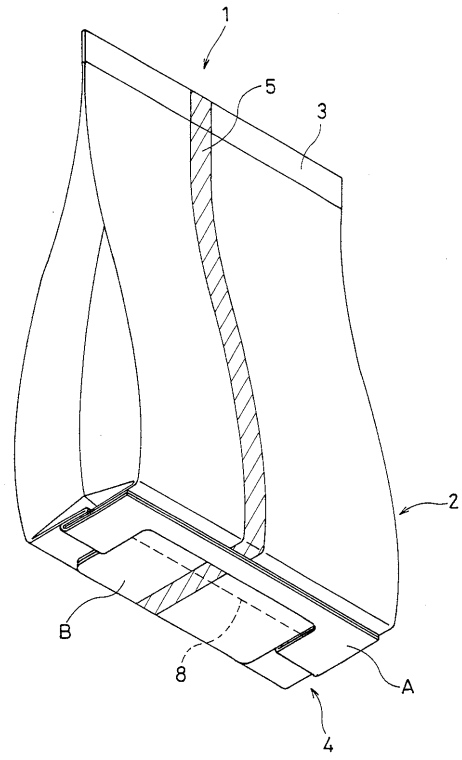
|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1 , 1'            | 包装袋       |
| 2                 | 包装袋本体     |
| 3                 | 天シール部     |
| 3'                | 天シール予定部   |
| 4 , 4'            | 底シール部     |
| 5                 | 縦シール部     |
| 6                 | ガセット部     |
| 7                 | 折り返し縁     |
| 8                 | 端辺        |
| 9                 | 補強片       |
| 10 , 20 , 30 , 40 | 略コの字形状切れ目 |
| 11                | 端部        |
| 12                | 切れ目       |
| 13                | 端縁        |
| A , B , C , D , E | 分割片       |

30

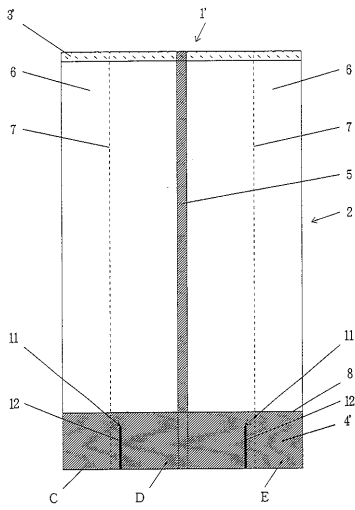
【図1】



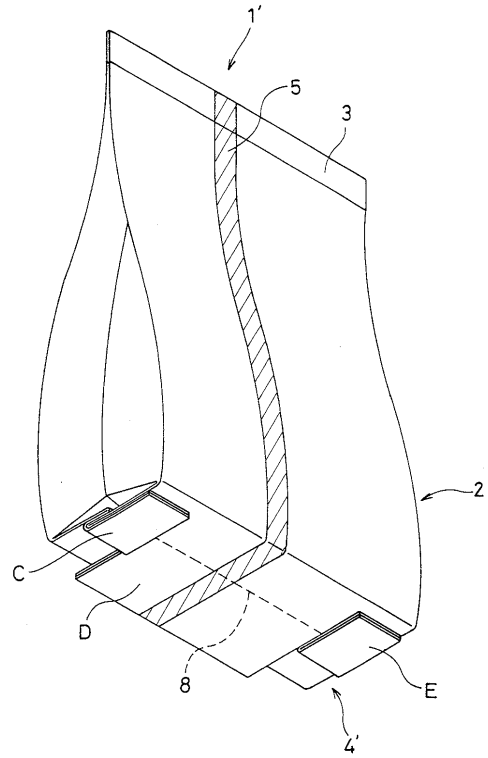
【図2】



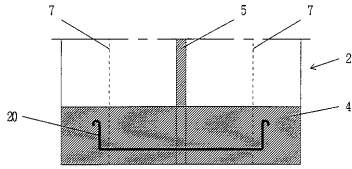
【図3】



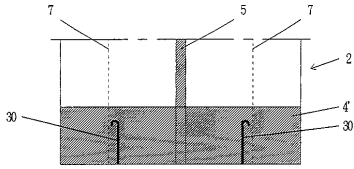
【図4】



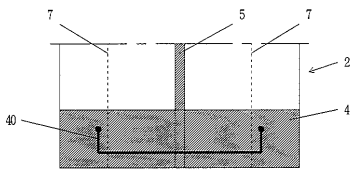
【 図 5 】



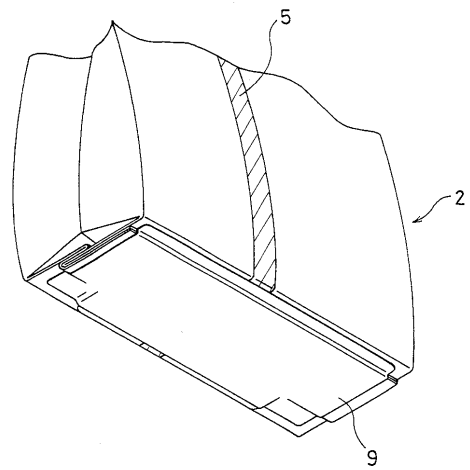
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭50-041917(JP,U)  
特開平08-244794(JP,A)  
実公昭51-009819(JP,Y1)  
実開昭61-156639(JP,U)  
実開昭59-159535(JP,U)  
特開平10-264941(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 30/12

B65D 30/16